転 居された方へ

住所異動に伴い、以下の事項に該当する方は手続きが必要です。

1217	住別共動に住い、以下の争項に該当する方は士統さか必安です。				
手続き事項	対 象 者	持っていくもの	担当課		
国民健康保険	国民健康保険に加入している方	■ 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	市民課		
後期高齢者医療	75歳以上の方 (一定の障がいがある方は65歳以上)	● 後期高齢者医療被保険者証	(本庁舎1階) 681-1116		
国民年金	手続きはありません。				
保育園•幼稚園	入園児童の保護者の方				
児童手当	当該年度初日に18歳未満の子を扶 養している方				
児童扶養 手 当	ひとり親(母又は父・子)で、当該 年度初日に18歳未満の子を扶養し ている方	児童扶養手当証書	こども政策課 (第2庁舎1階) 681-1125		
ひとり親 家庭医療	ひとり親(母又は父・子)で、当該 年度初日に18歳未満の子を扶養し ている方	● ひとり親家庭医療費受給資格者証			
児童医療	当該年度初日に18歳未満の子を扶 養している方	児童医療費受給資格証			
妊産婦医療	妊娠されている方	● 妊産婦医療費 受給資格証			
介護保険	65歳以上の方または要介護認定を 受けている方	● 介護保険 被保険者証	高 齢 課 (本庁舎1階) 681-1155		
障がい者手帳	障がい者手帳をお持ちの方	● 障がい者手帳			
自立支援医療 、 更生医療、育成医療 精神通院医療	自立支援医療の給付を受けている方	● 受給者証			
障害福祉サービス	障害福祉サービスの支給を受けている方	● 受給者証	福祉課		
特別児童扶養手当	手当を受けている方	● 特別児童扶養手当証書	(本庁舎1階) 681-1161		
特別障害者手当	手当を受けている方				
障害児福祉手当	手当を受けている方				
福祉手当	手当を受けている方				
重度心身障害者 医療費助成	資格をお持ちの方	● 資格者証			

行 政 区 ()

※実際の行政区と異なる場合は市民課·喜連川市民生活室へご連絡下さい。

さくら市

住所:栃木県さくら市氏家2771番地電話:028-681-1111(代表)

上水道	水道を使用されていた方		上下水道料金
下水道	・公共下水道及び農業集落排水を使用されていた方 ・井戸水の使用人数に変更がある方 (受付は料金センターのみ)		センター (卯の里庁舎1階) 681-1216
犬の住所変更	犬を飼っている方		生活環境課
ご み ステーション	ごみ置き場(ステーション)は地元の方又は家屋管理人におたずね ください		(第2庁舎1階) 681-1126
小・中学校	小・中学生がいる家庭 ・学校が変更になる場合、転居手続き窓口で「入学願」を記入してください。 ・現在通学の学区以外に転居し、引き続き現在通学の学校に通いたい場合は「就学 指定学校変更許可願」の申請が必要です。		学校教育課 (喜連川庁舎1階) 686-6620





https://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/